観光デジタルマーケティング推進事業　委託先募集要領

1　事業の趣旨

「あいち観光戦略2024-2026」では、施策立案・実施にあたっての基本的な方針として「デジタル・ＤＸの推進」を掲げて、「デジタルベースドな人流データに基づく観光コンテンツの造成・改善」や「人流消費データ等のデジタルデータを活用したマーケティング環境の整備」、「地域における観光デジタル人材の育成・活用」に取り組むこととしている。

そこで、本事業では県内観光資源を訪れる旅行者に関する属性等のデータを収集・分析する観光動態調査を実施する。

2　事業の内容

　　「観光デジタルマーケティング推進事業　仕様書」のとおり。

3　応募資格

　　応募者は、以下の(1)～(6)、及び(7)もしくは(8)の要件を満たす者とする。

（1）過去5年間において、委託内容に類する業務を受託した実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。

（3）愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。

（4）国税及び地方税を滞納していないこと。

（5）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

（6）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。

（7）愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」の「大分類 03.役務の提供」に登載され、取扱業務内容が「中分類 03.映画等製作・広告・催事－小分類 02.広告－細分類01.広告企画・代行」及び「中分類 07.調査委託－小分類 16.観光関係調査」の両方に登録されている者であること。

（8）一般社団法人愛知県観光協会（以下、「協会」とする。）の会員であること。

4　応募期間

　　2026年2月9日(月)から2月20日(金)まで

5　契約条件

（1）契約形態

　　　委託契約とする。

（2）委託金額限度額

　　　18,300,000円以内（消費税及び地方消費税込み）

ただし、委託金額限度額のうち、2,750,000円（消費税及び地方消費税込み）については、仕様書の４（１）②（ア）の＜オンライン上のデータ閲覧サービスの提供＞を希望する市町村等（25団体）の利用料（1団体あたり110,000円：消費税及び地方消費税込み）を想定しており、実際の利用申込み数によって契約額が減額する場合がある。

（3）契約期間

　　　契約締結日から2027年3月31日（水）まで

（4）委託費の支払条件

　　　精算払

（5）その他

　　　企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

6　応募方法等

（1）企画提案書の提出

　　ア　提出書類

1. 企画提案書 （様式１及び任意様式）

　　（イ）見積書（様式２）

　　　　　※「愛知県観光協会会長」宛てとしたもの

　　　　　※経費内訳を添付または見積書内に明記すること

　　　　　※見積額は税抜き価格とすること

　　（ウ）会社の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

　　（エ）過去に実施した類似業務の成果物　※該当がある場合のみ

（オ）決算報告書（直近3か年）及び滞納がないことの証明書（国税、地方税）

　　イ　提出部数

　　　　各7部（正本1部、副本6部）

　　　　※（オ）については正本1部のみで可とする。

　　　　※（エ）についても冊子・DVDなどはその形態によって１部のみで可とする。

　　ウ　提出期限

　　　　2026年2月20日（金）正午（必着）

　　エ　提出方法

　　　　郵送（「配達証明」に限る。）又は持参

　　オ　提出先

　　　　〒450-0002

名古屋市中村区名駅四丁目４番38号 愛知県産業労働センター１階

一般社団法人愛知県観光協会　地域連携部

電　話　052-581-5788

（2）本業務に関する質問の受付

本業務に関する質問は、下記のとおり受付けることとする。

ア　質問の受付期間

2026年2月9日（月）午後２時から2026年2月13日（金）正午まで

イ　質問の受付方法

表題は「観光デジタルマーケティング推進事業質問について」とし、《renkei@a-kanko.biz-web.jp》宛てに電子メールを送信すること。

ウ　質問に対する回答について

当協会Ｗｅｂサイト(https://aichinavi.jp/)に回答を掲載する。

（3）その他

ア　提出書類はA4判で提出すること。また、必要に応じて、絵、図、写真等を用いて分かりやすく記載すること。（用紙の向きは問わない。）

　　イ　応募資格を有さない者の提出資料、又は提出資料に不備がある場合は受理しない。

　　ウ　資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。

　　エ　提出資料に係る個人情報は、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。

　　オ　採用された企画提案書の著作権は協会に帰属するものとする。

カ　提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は協会と協議のうえ決定する。

7　選定者事業者数

　　1者

8　提案の審査・委託先の選定等

（1）審査方法等

提出された企画提案書について、協会が形式審査を行った後、別途設置する契約先選定会において以下のとおりプレゼンテーション審査を行う。詳細は、プレゼンテーション審査参加者にのみ2026年2月24日（火）正午までに電子メールで通知する。

なお、応募多数の場合は書面（第一次）審査を行う場合がある。

ア　日時（予定）

　　　　2026年2月26日（木）　午前

　　イ　会場（予定）

　　　　一般社団法人愛知県観光協会周辺

　　ウ　方法

提出された企画提案書のみを使用して、1者あたり15分程度のプレゼンテーション後、10分間の質疑応答を行う。審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。

（2）審査基準

　　　契約先選定会においては、別紙「観光デジタルマーケティング推進事業委託業務 企画提案書評価基準」に記載の項目について評価し、総合的な審査を行う。

（3）選定

　　　契約先選定会の審査結果を踏まえて、協会が委託先を選定する。

（4）通知

　　　選定結果については、全ての応募者に対してメールで通知する。

（5）契約

　　　選定した契約先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

　　　なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

（6）秘密保持

企画提案書等提出書類は、本委託先選定のためのみに利用し、協会内部において厳重に管理する。

（7）その他

委託先選定に係る審査は、提出された企画提案書等に基づいて行う。また、追加資料の提出を求めることもある。

9　スケジュール（予定）

募集開始　　　　　　　　　　　　　　2026年2月9日（月）

質問受付締切　　　　　　　　　　　　　　　 2月13日（金）正午

企画提案提出期限　　　　　　　　 　　　　　2月20日（金）正午

契約先選定会　　　　　　　　　 　　　　　　2月26日（木）午前

契約の締結　　　　　　　　　　 　　 　 4月1日（水）

実績報告書の提出、完了検査　　　　　2027年3月31日（水）

請求書の提出　　　　　　　　　　　　　　　 4月上旬

委託料の支払　　　　　　　　　　　　　　　 5月上旬

10　その他

（1）委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に協会と連絡調整を行うこと。

（2）成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利を協会に無償で譲渡するものとする。

（3）成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

（4）提出した版下の使用権は協会に帰属し、今後、PR用物品等に自由に使用できるものとする。

（5）本業務は、令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立を条件とし、予算が成立しない場合、本業務委託は実施しないものとする。

別紙

観光デジタルマーケティング推進事業委託業務 企画提案書評価基準

　※　下線は、配点が高い項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 |
| １ 業務実施体制等 | ⑴　類似業務の実績が豊富で、会社や業務担当者は十分な経験やノウハウを備えているか。  ⑵　実効性と信頼性のある業務実施体制から適切な業務実施スケジュールであるか。 | ５点  ５点 |
| ２ 合理性・計画性・効果性 | スケジュール・経費見積(経費見積項目や見積額)に、合理性・計画性・効果性が認められるか。 | ５点 |
| ３ 業務内容 | ⑴　観光動態調査業務について  ・収集する観光客のデータについて、仕様に適合していることが明示されているか。  ・観光地点の選定及び各観光地点の範囲設定（位置情報データをメッシュ加工）について、県・市町村が指定できるものとなっているか。  ・オンライン上のデータ閲覧サービスは、利用者が分析しやすいものとなっているか。（利用するサービスの画面や操作方法の分かりやすさ、データを可視化した時の表やグラフの見え方など）  ・データ閲覧サービスを提供する上で、サービスの不具合、データのエラー、問い合わせ等に、適切に対応できる体制となっているか。  ・契約締結後、5月ごろを目途に、データ閲覧サービスの確実な提供に向けて、県・市町村のデータ内容の正しい理解促進に対する手法や、観光地点の選定及び各観光地点の範囲設定のスケジュールや業務手順について、合理的・計画的な提案となっているか。  ・市町村ごとのデータ分析レポートは、市町村のデータを活用した観光施策立案の推進を期待できるか。  ⑵　ＥＢＰＭ導入支援業務について  ・市町村向けガイダンスの開催は、各データ閲覧サービスの利用開始後、速やかに実施するため、開催案内・募集・開催まで適切な手段・スケジュールで実施できるか。  ・ガイダンスについて、「経験・カンによる施策立案」から「合理的根拠に基づく施策立案」へとマインドセットとなるような効果的な内容が提案されているか。  ・勉強会・成果発表会の開催について、本事業で提供する閲覧ツールのマクロデータ分析に加え、各市町村が独自に実施する事業（スタンプラリーの参加者属性・周遊履歴、イベント参加者のアンケート結果等）をデータとして取得・活用するワークフローを構築し、データ分析のノウハウを市町村観光担当者が身につけることができるよう、実施内容・実施回数・開催形式・開催時期は効果が見込める提案となっているか。  ・市町村等がデータを活用して行った取り組みについて、ＥＢＰＭ実践事例として最終報告会までに取りまとめ、共有できる体制を整備しうる提案となっているか。  ・勉強会・成果発表会を実施するため、開催案内・募集・開催まで適切な手段・スケジュールで実施できるか。  ⑶　伴走支援業務について  ・利用市町村からの技術的な問い合わせがあった際に、これに速やかに対応できる体制となっているか。  ・商材データと利用市町村が独自に保有するデータを複合的に分析し、専門家を関与させるなどにより、実践的な効果検証を行う体制となっているか。 | ５点  ５点  ５点  ５点  ５点  ５点  ５点  ５点  ５点  ５点  ５点  ５点  ５点 |
| ４ 付加提案 | 仕様書に記載する項目以外で、独創的かつ魅力的な提案はあるか。 | １０点 |
| ５ 総合評価 | ⑴　ＥＢＰＭの手法を定着させるための工夫が提案内容に含まれているか。  ⑵　データドリブンな組織運営体制の構築や、ＤＸ人材の育成を促す提案内容となっているか。 | ５点  ５点 |